

令和 3 年 5 月 1 7 日

障害者総合支援法の見直しについて

全国市長会

杵築市長 永 松 悟

I 地域における障害者支援について

- 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
- 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援(地域生活支援事業等の在り方)について、どう考えるか。

地域の特性や利用者の状況に応じて、地域生活支援事業を計画的かつ柔軟に実施できるよう確実な財源確保が必要。

障害福祉サービス等の利用計画作成にかかる相談支援事業について、障害の多様な特性に応じた適切な支援を行うため、相談支援専門員等の福祉人材の確保・人員基準の緩和及び報酬体系の見直し等を図るとともに、地域の実態を踏まえた、十分な財政措置を講ずることが必要。

II 障害児支援について

- 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化(女性の就労率の上昇等)や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。
- いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。(円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等)

障害児の支援については、障害児通所支援の市町村の財政負担の軽減を図るため、地域における給付の実態を踏まえ、サービスの適正な水準を確保することが必要。

放課後デイサービスの機能の充実、児童発達支援における発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講ずることが必要。

Ⅲ 障害者の就労支援について

- 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。
- 雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。

就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型について、利用者本人の意向、事業者の施設運営・経営方針、特別支援学校、障害者雇用の受け皿となる企業、就労支援機関等において、就労促進に向けた基本的な方針を地域で共有するとともに、自治体・関係機関の連携を強化する体制づくりが必要。

また、事業者の施設運営・経営方針によって、利用者本人の就労意向が阻害されるようなことのないよう、事業者において、就労支援に向けた適切な訓練給付が行われるよう、自治体における就労支援の人材を確保し、事業者への政策的指導を強化することが必要。

Ⅳ その他

- 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

介護保険施設等を、居住地特例の対象とすることについては、これまでの障害福祉サービスの枠組みで考えるよりも、高齢者になった場合は介護保険制度で支えることが妥当である。介護保険施設への移行を行なった場合には、施設が所在する自治体の財政的負担が増加するため、住所地特例の対象とすることが必要。

障害者福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや、財政措置の拡充、処遇改善を含めた措置が必要。

介護保険サービスと障害福祉サービスを統合するとの考えではなく、地域では人材不足により、どちらのサービスも維持することが難しくなっていることから、限られた財源と人材を効果的に活用することの議論を始めることが必要。（例としては、相談支援業務の人材不足を補うために介護支援専門員の活用など。）